

令和6年度 第2回桑名市子ども・子育て会議 議事録

令和6年8月27日 9:30～

パブリックセンター 2階 大研修室

1. 開会

(子ども未来部長あいさつ)

改めまして、おはようございます。本日はお忙しい中、第2回子ども・子育て会議にご出席いただきありがとうございます。また、日頃から市の福祉行政にご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。本日は台風も近づいている中であり、また今年は本当に毎日暑い日が続いております。先日は南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意というものが発令されまして、本当に初めてのことで、防災意識や色々な備えが必要だと改めて痛感した夏だ、ということを思っております。本日は第2回ということで、来年度からスタートいたします子ども・子育て支援事業計画の骨子や、前回に続きまして保育施設に関する内容についてもご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(松岡委員長あいさつ)

皆様、おはようございます。子ども未来部長がおっしゃったように、天候の関係でこの会議が注視になるのではないかと心配なされた方もいらっしゃるかと思います。が無事予定どおり開催できて本当にありがたく思っております。桑名市の子ども・子育て会議、そして今皆様と議論している桑名市こども計画というものは、国が定めるこども大綱と県が今作っているこども計画というものを踏まえて立てていく、ということになっております。その県のこども計画というものを検討する会議の委員にもなっておりまして、昨日も色々な議論があったところです。やはりこどもの権利の保障というのはもちろん非常に重要視されているところですが、やはりこどもの権利を守るためには子どもを養育する親たちを支えなければいけない、ということも非常に重要視されている会議でもありました。そこも踏まえて今回のこども計画を議論するこの会議については、ますますやはり重要度、必要度が増していると感じておりますので、委員の皆様方には今回も本当に忌憚のないご意見をいただいて、ぜひ桑名市のこども・子育ての環境や状況がよりよくなるように、そして桑名市の本気度を子育て支援策に反映していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2. 議事

(1) (仮称) 桑名市こども計画の骨子について

■資料3-1、3-2

(事務局が資料にそって説明)

委 員：今回「若者」という文言が使われていますが、具体的にどれくらいの年齢の方のことをイメージしているのでしょうか。

事 務 局：国としては「若者」は何歳まで、という区切りはございません。あくまで気持ちなどといった部分で成長過程にある方はこどもであり若者である、という部分になりますので、何歳までということは具体的にはありません。

委 員：例えば、意識調査は29歳までを対象にしたということですね。そのあたりまでも含むという形ですか。

事 務 局：そうですね、先ほど区切りはないとお話させていただきましたが、こういった調査等では29歳で区切るところはあります。調査としてはどこかで区切らないといけないので、今回29歳までという形でやらせていただいています。

委 員：こども計画においてはこども参画、こどもの参加が必要だというお話があったと思います。今回もワークショップを開いたりヒアリング調査を実施したりということ話をされていたと思いますが、前回もこの場でお話したと思いますけれども、やはり子どもの権利を守るための大綱であって、法律であって、この計画なのだとすると、やはり困っているこども、権利侵害のリスクが高いこどもたちに声を出させてほしいということを感じています。そういうこどもたちに話をするということは、かなりセンシティブで色々配慮が必要だと思いますが、やはりその視点を大事にしていきたいと思ったのが一つです。もう一つ、細かいといえば細かいですが、13ページの取組の方向性のところにある、「保護者の子育て力」という言葉が気になりました。力、能力という言葉は評価される、測られるという意味合いがあり、自分はどうに見られるのか、他者から監視されて自己管理しなければいけないという、危うさをはらんだ概念だと思っているので、「保護者の子育て力を育て高める」というと結局は本人が頑張ってください、そのために私たちはサポートします、という姿勢が見えてしまうところがあります。それよりは、安心して子育てができるように私たちが支えますという姿勢が見えるよう、この「子育て力」という言葉は考えていただきたいと思いました。

事 務 局：ありがとうございます。おっしゃるように「子育て力」と言われると確かに保護者さんありきの能力のような感じがするので、この言葉については方

向性を少し変えさせていただいて、事務局内で検討させていただきます。

委員長：私からも2点、よろしいですか。まず、昨日の県の会議で出たところで皆様に共有したいと思っているところがあって、10ページの基本理念のところに「こども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）」と書かれています。この幸せは実はhappyということではなくwell-beingの方なのだとということで、どうしても翻訳のところで幸せと書いてしまった経緯があったそうです。これについては、皆が皆笑顔で毎日ニコニコとして、という社会にするのは色々な状況があったりするので難しいという中で、表現としては「幸せな」と書かれるのはやむを得ないと思っていますが、この幸せとはwell-being、つまり健康で、そして自分の権利が侵害されない状況で実存するというのが大きく基本的なことだということを理解していただきたいです。もう一点は11ページに書いてあることで、視点3の「こども・若者は、未来の桑名を担う存在であるとともに」と書かれているところですが、これもまた個人がどう思っているかというところに関係していて、ここに強制的に上から目線で「あなたたちは未来の桑名を担う存在なのだ」と言われるのことにすごく抵抗感をもつこども・若者もいるような気がします。なので、このこども計画自体をこどもたちも見て、自分たちのことであるという感覚を持たせるのであれば、ここの文言をなくして「こども・若者は、今の桑名を構成している大切な存在です」と言われた方が落ち着くのではないかと思います。あえて計画の中に「未来の桑名を担う」ということを含まない方が良いのではないかと、思います。

事務局：ありがとうございます。こちらも文言を検討させていただきます。

(2) 桑名駅周辺エリアにおける保育環境の向上について

■資料4

（事務局が資料にそって説明）

委員：プロポーザルとサウンディングという言葉が説明に出てきましたが、知らない言葉なので教えていただきたいです。サウンディングに参加されるのはプロポーザルを意識した方なのか、どういうメンバーなのか。また、審査会の委員の人たちは任命責任を負うのか負わないのか、そのあたりについて教えていただけるとありがたいです。

事務局：まずサウンディング調査といいますのは、桑名駅周辺エリアでの公共施設の再編について、広く市民の方からご提案をいただきました。ご提案をいく

つかいただいた中で、厚生館保育所の再整備を含めたご提案をいただきまして、それを庁内の審査会で審議し、今回の提案を優良提案と位置づけました。このサウンディングにおける提案を受けまして、改めて事業者を選定するための検討方法としてプロポーザルの方法をとらせていただきました。審査会の委員の方につきましては、保育の関係の大学の先生、民生委員・児童委員の方、コンサルとして実施計画を見ていただく方、保護者代表の方、建築関係の市の職員というメンバーで審査をいたしました。

委 員：メンバーの方は公開されていますか。

事 務 局：ホームページで公開しておりますので、ご確認いただけるかと思います。

委 員：プロポーザルの内容を検討していただいたということは、そこで決定された提案は何にも勝るもので、これで問題ないと判断したということと理解してよろしいですね。

事 務 局：あくまでも提案を元に市と事業者の方で検討してまいりますので、その内容はあくまでもベースです。すべて決定というわけではなく、細かい部分については事業者と今後協議して調整することになります。

委 員：プロポーザルを検討した委員の皆様は、何かの責任を負いますか。例えば、この選定した事業者さんが途中でやめてしまった、またはそっぽを向いてしまったという場合に、プロポーザルを検討した委員の皆様に何らかの責任は発生しますか。

事 務 局：そのプロポーザルの提案を審議していただく役割で受けていただいておりますので、その役割に基づいた委員として参集いただき、有用な提案かどうかを審議していただいております。その後の提案内容についての調整というのは市側でやらせていただくことになりますので、それ以降の部分については市と提案事業者との協議によるものだと思っております、その部分についての責任は特にないという認識でございます。

委 員：最終的には市が責任を負います、ということですね。

事 務 局：そこは提案していただいたところと市との協議、ということになります。

委 員：このときに検討していただいた事業者数はどのくらいありましたか。

事 務 局：資料4の3ページにもございますが、現地見学会に参加されたのは4事業者ございました。その後の競争的対話に参加していただいたのは3事業者、さらに募集提案として出していただいたのは1事業者ということになります。

委 員：1事業者についてのみ検討した、ということですね。総合評価点というも

のが書かれていますが、これは当初、何点に達したらやりましょう、という基準点はありましたか。

事務局：総合評価点で6割以上の点数があれば移管先法人として選定する、という形になっております。

委員：それで、1事業者だけで競合がない中で検討したということですね。そして、私もちゃんとしたデータでないので申し訳ないですが、資料を見させていただくと南館が1,398㎡になっておりまして、だいたい400坪超ですよ。1坪あたりの現在の工事費をとりあえず100万とすると、4億円。それからもう一つの建物が860㎡と書いてあるので、だいたい260坪くらいとなり、2億6,000万円。合わせて6～7億円くらいと認識しますが、この金額を事業者は支払うと理解してよろしいですか。

事務局：事業者が負担していただくものに関しましては、この厚生館保育所の解体工事を含めました整備費と、キラキラの方も内装工事をするとうかがっておりますので、その内装工事費を負担していただくということになります。

委員：もちろん保育園ですので、県、国及び市の補助金も入ってくる、という理解でよろしいですね。

事務局：現在は補助金の申請は行っておりませんが、国の補助金の申込みがあれば他の保育園さんと同じように国と事業者と市とで費用を出し合うということになります。

委員：110名の定員でこれを運営していくにあたりまして、本当にざっくりと考えると、子どもが100人いて、それに先生の給料等もありますが、これくらいの規模だとするとだいたい年収1億くらいになるかと思います。賄えますか。

事務局：事業者からは賄えると聞いておりますので、私どもとしてもそのように考えております。

委員：現時点で7億という前提でいくと、建築費が高騰しているもので、個人的には8～9億まで膨らむ可能性があると思うんですね。もしならず7億円程度の建物だったとしても、減価償却的には4,000～5,000万円発生すると思います。給付金だけでは恐らく成立しないように思いますが、そのあたりは何かお考えはありますか。

事務局：建物の管理費等については、国の基準にしたがって、市からは支払いをさせていただきます。人件費等につきましても見直しが順次行われると思います。そのあたりは国の動向を注視して対応してまいります。

委員：このあたりが非常に心配でもあり、大事な部分でもあると思うので、引き続き私たちも状況を拝見しながら、あるいは市の皆様としてもそこはぜひ確認しながら進めさせていただかないといけない部分だと思います。恐らく、この土地については、位置条件をつけるので30年契約だと思います。法人との契約の期限はどれくらいですか。

事務局：公私連携型保育所の契約につきましては10年間としております。その後改めて延長するのかどうかにつきましては、その時々状況に合わせて契約を締結することになります。

委員：10年目で契約解除となったときに、建物はこの法人のものですが、これは貸してもらうということになるのでしょうか。

事務局：10年後も契約解除にならない、とこちらは思っております。10年で保育園を閉園にしてしまっても、保護者の方も非常に不安になりますので、そうならないように市としても注視して、契約解除にならずそのまま運営を継続していただけるように、市としては公私連携型保育所として働きかけを行っていきたいと思っております。

委員：そもそも公私連携型という概念は、私たちもまだ説明を頂戴していないし、わからない部分もあると思うので、おいおいどのようになるかということも追って出てくると思いますので、情報共有をよろしくお願いいたします。そして、私たちも含めて、今働く人の意識の変化というところがあります。従来できていた大きな運動会ができない、なぜならば働き方改革もあって余分な残業はもちろんできないし、準備期間も限られる。こういう状況があるので、それに対応のできる新しい厚生館であってほしいと思います。それに付随して、少し横にそれますが、こども誰でも通園制度というのが今後出てまいります。これはこの園が対応していく予定があるのか、あるいは他の園についても桑名市ではやる予定があるのか、最後にお聞かせいただけるとありがたいです。

事務局：こども誰でも通園制度については現在試行されている市町もございますが、現在桑名市としてはまだ厚生館保育所でやるのかどうか未定で、まだどこでやるのかということも決まっておりませんので、こども誰でも通園制度の実施については今後検討していきたいと思っております。

委員長：今の意見としては、この園は公私連携でやっていくという新しい取組ではありますが、園の安定的な運営という点で非常に心配なさっている。そして、

やはり少子化が進んでいますので、そういった見通しも含めて計画の中に記載することが必要ですし、この公私連携というものでは公がいつまでその園の運営について見ていくのか、という点でもやはりしっかりやっていただきたい、とお話を聞きました。桑名市のお母さんたち、こどもたちの安定した継続的な保育の環境ということが常に意識されている、貴重なご意見だったかと思います。私がどうしても本当にお伝えしたいことがありまして、ここでは桑名駅周辺における保育環境の向上、と言っています。この中にはキラキラという子育て応援センターも含まれていて、そちらはものすごく利用者さんがいますが、そこも含めてこの法人に移管するというお話がどこから出てきたのかということ、実は私も委員長をやりながらまったく聞いていません。このキラキラというのは大変貴重な拠点であって、これはポピュレーションアプローチと呼ばれる観点で、広くたくさんのお母さんたちが利用できる、とても有能な施設だったわけです。もう一つぽかぽかというものもありますが、このうちの1つをなくしてしまうということをどこで議論されたのか、つまりこの会議のどこで扱われたのかがわかりません。それから、第2期計画をみていただくと、122ページの子育て支援センター事業では「現状の体制を維持しながら」と書かれているのに、突如キラキラが巻き込まれています。ここを利用しているご家族もたくさん知っていますし、我々もマタニティの教室をやらせていただいていたり、毎月子育てに関する相談会を保育士や管理栄養士でやったりしていた拠点だったにもかかわらず、知らないうちに「旧キラキラ」と資料にも書かれてしまっていて、この話を聞いたらたくさんのお母さんたちが相当落胆します。この会議の中でキラキラも含めた見直しをしていく、という話があったのであれば、その時たくさんのお母さんが出たと思うんですね。それがいつの間にか決まっていたという、この感覚が私にはどう考えてもわからなくて、こういうことはどうなんでしょうか、と聞きたいですし、ぜひお答えいただきたい。というのは、キラキラも含めるということをして市からこの事業者へ条件として設定したのか、もしくは事業者からキラキラもやりたいと言われたのか、ということは私もまったくわからないので、キラキラを長年見守ってきて、子育て支援拠点として利用してきた者からの意見として、ぜひこの場で取り上げていただきたいと思います。この議題のうち、厚生館の老朽化による立て直しということについては会議に出ていたことを覚えています。ここにキラキラも入ってしまったのです。

か。保育環境の向上については、キラキラがどれだけの役割を果たしてきたかということを、市も含めて本当にきちんと協議されましたか。今、若い世代が他の地域から桑名市へ移住していて、そういったたくさんのお母さんたちも身近で交流できる、意見交換ができる、子どもたちと遊ぶのにとっても使いやすい場所でした。それをなくしていいのですか。市民の、お母さんたちの共感は得られますか。桑名市がキラキラも含めてやってほしいと言ったのかどうか、ここは議事録にも残していただきたい。つまり、この部分はこの会議の意義なんです。毎回、本当にお忙しい中委員の方々に来ていただいて意見をいただきますが、それを真摯に市が受け止めなければ、普段市民の方々の意見はなかなか聞けないではないですか。そうした代表としてきていただく委員の方々から貴重なご意見をいただいているところであり、色々な議論があって、そして健全な会議運営があるわけですね。にもかかわらず、この話は唐突すぎます。キラキラがなくなってしまったら、保護者の方はどこへ行けばよいのでしょうか。最近はお父さんの利用もとても多くて、それだけたくさんのお父さんがあの施設にいる保育士さんを評価しながら利用しているという実態があるのにそれをなくす、もしくは小さくしてしまう、あるいは複合してしまうということには非常に違和感がある。子育て支援センターというのは、単体で存在しているところがいいところだという気がするんです。色々なたくさんのお父さんのものをなんとなくやっているというふうにしたいのならば、このキラキラを使わずに、市がもっと別にやりたい場所をつくればいいのではないかと個人的には思っております。

事務局：プロポーザルの前提として、当然厚生館の老朽化もあがっておりまして、提案の内容を募集する段階で、一体的にということで厚生館、キラキラ、暇公園、あとは駐輪場といった周辺の公共施設を含めた提案を、ということで募集をさせていただいておりますので、その中でどう活用するかということでは事業者さんの提案内容に則ってやっております。キラキラも含める段階で活用のところがきちんと議論されていたのかという点は、ご指摘を受けてこちらでも反省することがあるとは考えております。単独としてあることが大事なのだという点はよくわかることはありますが、現状提案として保育所の中に子育て支援センターを設けて、今のキラキラとしても活用していく中で、違う事業をやられる部分も子育て支援機能として使えるということもお聞きしております。令和5年度の実績の人数や、子育て支援センターを

活用していただいている保護者の方の利用状況等についても今後事業者さんとも協議しながら、あとどれだけの受け入れが可能であるかというところももう少し調整して、こちらも検討していきたいと思います。

委員長：そもそも、その検討は提案の前にやるべきだと思っています。おっしゃることもよくわかりますが、そういった検討をした上で利用者が少なくひきこもり等のニーズが今非常に高いということがあれば、それも本当はこの会議に出てきてしかるべきだとは思いますが、そういう現状を元にキラキラの支援センターとしての機能を別のものにしよう、という順番で話があるべきかと思います。受け皿としては縮小、あるいは閉鎖と同じ程度の印象を持っていますし、この平面図が出てきてしまって、子育て支援機能や市の人たち、あるいは夏休みのこどもたちの勉強のスペースなど、他機能ではポピュレーションアプローチをしていないんですね。そこをどうするかについては、今後この意見も踏まえて保育環境の向上になるような、そして低下にならないような議論をしていただきたいと思います。

委員：委員長もキラキラの利用者の方がどう思われるか、ということをおっしゃいましたが、実際に厚生館を利用している保護者の方にどのようにご説明されたか、ということはいかがでしょうか。プロポーザルの選定委員の中にも保護者会の方がいらっしゃるようですが、実際に利用されている保護者の方からはどのような形でご意見があったか教えていただけるとありがたいです。

事務局：保護者の方に対しましては、1月にこの事業を開始しますというお知らせをさせていただいて以降、お手紙でのご案内や説明会の開催、またご意見や不安に思っていること、期待していること等をうかがうアンケート調査等を行ってまいりました。また、事業者が決定してからも保護者説明会を開催いたしており、先日事業者が運営している保育園の見学会ということで、保護者のみですが見学会も開催させていただきました。アンケートの中では、公私連携型保育園に変わることにに対する不安の声をいただいております。今後は、保護者、事業者、市で構成する三者協議会を設置いたしまして、保育内容等について、保護者の方も含めて協議を進めてまいりたいと思っております。今後保護者の方には定期的にお知らせするなどして、保護者の方へはご案内させていただきたいと思っております。

委員：私の聞くとところによりますと、厚生館には、去年の不適切保育の件で転園されている方がいるそうです。数的にはしっかり把握しておりませんが、そ

ちらの方たちはどのような反応がありましたか。

事務局：ようやく私立から公立に入れたのに、私立になってしまうということに対する不安の声というのはいただいております。それに対しては、公私連携型保育所というのは公立の側面もあるということで、ご説明させていただいております。

委員：うわさですが、説明会ではほとんど公立と変わらない保育をします、というご説明をされているということを聞きましたが、そのあたりは間違いありませんか。

事務局：現在の保育所で実施させていただいている保育内容を引き続いていくのが今回のプロポーザルに出ていただく前提条件になっておりますので、そこらはしっかりと重視していただくように市としても指導してまいります。

委員：公立と私立では経営形態が違います。公立は必要なことを積み上げていつて予算を取っていく形の経営になると思いますが、私立の場合は最初に必ずこの予算でこういう形でやりなさい、という形態になっています。はたして、公立と同じようにやりなさい、というだけでできるのでしょうか。どういったところで行政の助けがあるのか、助けてもらえているのか、と思います。誰が一番不安に思うかという利用されている方たちで、桑名市内に基幹保育施設があり、障害児の保育や休日保育など手厚くやっただいていますが、これは私立ではなかなか手を広げられないところであり、公立だからできるところをやっただいていう形ですが、実際に厚生館を私立に移管して公立と同じことをしていつてもらふ、という話をされているということですよ。はたしてできるのでしょうか。やりなさい、というだけでは無理な話ですし、誰が一番損をするかというやはり利用者である市民の方だと思うので、そのあたりはどのように考えてみえるのかと思いました。

事務局：確かに、費用の面につきまして公立と私立でやり方が違うということはお話させていただきました。ただ、事業者さんからはできるというお話がありましたし、市としても現在の内容が低下しないように職員を派遣したりして、そのあたりの質というのは担保していければと思っております。

委員：最後にはお願いですが、私どもの仲間みたいなものである認定こども園で不適切保育の問題が発生しました。色々ご指導いただいて直っていつているという形ですが、この事業においても公立だったものが民間に変わります。そうなったときに、行政の方は公立と同じようにしますと話をされていて、結局

私立になって以前のような形のものができなくなれば、やはり私立はだめじゃないか、やはりどうなのか、というように市民の方に思われることは、非常に私立園としては残念です。しっかりやっているということを市民の方にわかっていただくためにも、公立の内容と同じものになっていると言われるのであれば、そのあたりがちゃんと受け継がれていく、保育所さんがきっちりやっていけるような形のものをお願いしたいと思います。

委員長：やはり実際の利用者さんが不便にならないように、というのが委員の方々のご心配でもあるし、これがなかなか払拭できるところまでご説明できればいいかと思うので、これからはぜひ市として、計画の中での動きというものはきちんとスケジュールとともにお知らせいただくとよいかと思います。この支援事業計画というのはある一定の期間で考えていくので、その期間の中でどういうことが起こりうるのか、資料4の13ページにもあるようなスケジュール表でお示しして不安を払拭していただくことが必要なのかな、と改めて思いました。

委員：私どもと近い体制のところからのお話がありましたので、重ねてお願いを申し上げたいと思います。先ほど事務局が「事業者ができると言っています」とおっしゃっていましたが、ここが一番怖いところなんですよ。「公立と同じようにできますよね」と言って、事業者が「はい、できます」と言ったときに、次に何が起きるかと言うと先生を減らします。次に利用者を減らします。負の連鎖への入り口なんですよ。ですから、市の皆様、事業者が提供できないって言ってしまったら、もう終わったと思っていただいていいと思います。そういった気持ちでこの事業者にこの事業を託すというのは、事業者がかわいそうで仕方がない。気の毒で仕方がない。4,000～5,000万、一年でそれだけの損失を出したとしても、きっとこの事業者は払っていただけるんでしょうね、それほどの資金力をお持ちなんだと思います。であるからこそ、プロポーザルにおいて選定されたのだと認識しております。

(3) 山崎乳児保育所の閉園について

■資料5

(事務局が資料にそって説明)

委員：このお話は今の厚生館と一緒に内容で、山崎乳児保育所が桑名市における最初のケースだったのかと思います。移管先が社会福祉協議会さんですので安心できるかと思いますが、実際に星見ヶ丘全体で子育て家庭がほしい施設

だということでこの保育所を一部そのまま残していたかと思います。こちらを開園したことや社協さんに移管したことについての反省というか、事務経過について教えていただきたいと思います。

事務局：社協さんに移管させていただいて、外部団体ということで発達支援等一緒になって、かなりそういうところにも力を入れていただきながら取り組んでいただいているところは非常にありがたいところだと思っております。

委員：その他にはなく、よかったということですね。

事務局：次の議題のところでご報告させていただくことになりますので、今は簡単に述べさせていただきますが、現在の小規模保育施設をつくる段階で地域性をみていくと、実際に申し込んでいただいた中で入所調整ができなかった方々がかなりいらっしゃいます。その方々についてさらに色々と分析していくと、陽和地区、光風地区、明正地区といった駅前周辺にかなりいらっしゃったのが現実でございます。山崎乳児保育所をなくしたことで行き場を失っている方がいるのではないかという視点で言われているかと思いますが、そういうところを考えていくと、市全体の定員という枠組みの中では増減しないという前提がございます。地域の中でそういった行き場を失った事案が出てくるか、ということはこちらとしても改めて考える必要がありますので、そのあたりについてはこちらとしても反省すべきところは考えていかないといけないと思っております。

委員：この山崎乳児保育所の閉園は決まっていたという話を聞きました。元の運営状況がどうだったかはわかりませんが、次の議題にも関わって、例えばここを継続させることができれば、あるいは安定的な保育環境が確保できるように市からのサポートがあれば、ここで保育を続けて隠れ待機児童を解消するということもできたのではないかと、思います。この保育所ができた経緯や閉園する理由がわからないので、教えていただけますか。

事務局：まず福祉ヴィレッジ構想というものがありまして、元々山崎乳児保育所があったところには保育園や療育センター、清風園という養護老人ホームなどが複合施設としてありましたが、その建物の老朽化等もあり一体で整備しようということで、現在のらいむの丘という形で星見ヶ丘に移転することになりました。そこでも保育所をつくるということになりましたが、この時にお近くに住んでいるお子さんがたくさん通っているということで、このとき入園していたお子さんについてはそのまま山崎乳児保育所で卒園まで受け入れ

るということになり、社会福祉協議会さんの方でらいむの丘と山崎乳児保育所の2園を運営しておりました。定員につきましては、市全体ではらいむの丘ができたときに山崎乳児保育所を減らすけれども、減らした分は公立保育所の方で定員枠を増やして、市全体の枠としては減らないような形で運用してまいりました。事業移管時に入園していた児童が卒園するまで運営します、と社協さんともお話をしたうえで続けてまいりましたが、この令和7年度以降についてはそのまま保育園に使えばいいのではないかと、という話ですけれども、山崎乳児保育所も老朽化しておりまして、もし今後も継続的に使うとなると、新しく整備をしなければ遊戯室も耐震の関係上使えないということにもなります。山崎乳児保育所をそのまま活用するというとなると、別途改修に関する議論が必要になってくると考えております。

(4) 小規模保育施設等整備事業について

■資料6-1、6-2

(事務局が資料にそって説明)

委員：先ほどの山崎乳児保育所のある場所で開園する、というプロポーザルを提案されるということですね。

事務局：山崎乳児保育所とは異なる場所になります。今回の募集については市内全域ではなく、入所調整ができなかった地区を対象に募集したいと考えています。

委員：先ほど委員が言われたことの中に目からうろこになる部分がありまして、私たちの間では山崎乳児保育所は閉鎖するものだと思っていたんです。あれを何とかしてあのまま使えればと思ったんですが、そのあたりのところがどうなのかということが一つです。それから、入所調整のことなど、前回お伝えしたこととはまったく関係のない話なのですが、私たちの意見は伝わっていますか。どこの誰に何を言えば伝わるのかわかりません。この子ども・子育て会議の全体会というものは諮問委員会のようなものではないのですか。こういうものをつくりますということや、こういった意見を募集しますという場合は、もしこれが諮問委員会というようなものであったら、もう少し委員の意見も問うてもよいのではないかと思います。私たちの意見が伝わっていないというところがあるので、前提を確認させていただきたい。諮問委員会みたいなものを立ち上げるつもりがあるのかないのか、そのあたりを聞かせてください。

事務局：色々和我々に原因があるということはよくわかるころではございますので、諮問機関とはまた少し違うかもしれませんが、子ども・子育て会議の中で諮るということも必要ではございますので、この中での部会的なところで少人数の形で詳細なご意見を聞き、お話をさせていただく場というのは今後検討させていただきたいと思います。

委員：よろしくお願いします。山崎乳児保育所を使っていないということも、何かお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

事務局：山崎乳児保育所の跡地につきましても、今は社協さんのほうで運営していただいているということがございますし、建物の老朽化ということもあります。現状としては1, 2歳児の受け皿がどうしても足りていないということがございますので、そのあたりを踏まえて小規模保育を検討しているという状況でございます。

委員長：実は本日、退席しようかと思っているところもありました。ただ桑名市に、この会議の委員も含めて、しっかりと向き合おうという姿勢が垣間見えたらそれはやめようと思っていたんですね。実際にはそういうことはしませんが、とにかくやはり我々が委員として意見を言ったことを受け止める、ということからスタートするのが会議だと思うので、例えば色々な理由を言って意見を押しとどめるというものではないんですね。申し上げましたように、委員の皆様は色々な所属機関からの代表で来られていて、そこにいるのはもう市民なんですね。ここに適切に議題を挙げて、そこできちんと市民の代表者からの意見を聞いて、それを持ち帰ってこういう意見があるけどどうなのか、ということを検討して施策に反映していくというのがそもそもの形です。会議をやっても何を言っても伝わらないし何も変わらないとなったら、委員の方々も出てきたくなくなります。そんな会議に私はしたいとは思いませんし、十数年この会議に関わってまいりましたが、今まさにそれが問われていると思っています。ぜひ諦めずに私も関わっていきたいと思っています。どこで身を引くかということは個人的には考えておりますが、本当にこの会議、そして委員の皆様の意見が貴重であるということを、改めてまた桑名市の皆様に知っていただきたいと思います。こんなに不安感を持ち続けていないといけないというのは、精神健康状況というものは連動するんです。そういうことも含めて、その負担感を委員の人たち、市民にかけないように、ぜひ向き合っていただきたいと思います。もう一点、現実的に長い間この桑名市内で園経

営をやられてこられた先生方が持っておられる知見というのは、非常に重要なものなんですね。今回厚生館の移管先の社会福祉法人は、別のところで園をやっておられると聞いています。これは桑名市内ではないと聞いておりますので、ぜひこの園で自信がある先生方の意見をきちんと聞いていただいて、今後私立になったものの安定した経営にならないなんてことを決して起こさないように、ぜひ市も取り組んでいただきたいと感じております。

委員：今のことに関連して、資料がやはり事前に配布されなくて、多くの方たちは当日見てもよくわからないという状況がやはりあると思うので、やはり事前に資料を配布していただくことを強くお願いしたいです。前回から続く議論もありましたし、今日欠席の方たくさんおられますが、きっとそういう方たちの中には意見したい方たちもいらっしゃると思うんですね。そういう方たちの意見をちゃんと受け止められるように、事前に配布して窓口を開いておくということをお願いしたいと思います。今回の資料6-1、6-2のこともお聞きしたいんですが、資料6-1の1ページでは毎月30人ほどが調整できていないという記載があり、口頭で82名の方が調整できなかったとおっしゃいましたが、資料6-2の5ページの図表3<3号認定（1～2歳）>では9人あふれてしまっている。ここの図表のデータに齟齬があるような気がします。これはどういうことですか。

事務局：資料6-1に関しましては実績に基づいた数値になります。資料6-2につきましては見込みになっておりますので、量の見込みにつきましては国のワークシート等を使って出た数字で、確保策につきましては利用定員を基に算出をさせていただきましたので、実績としては同じ数字を使っていると思います。

事務局：今の説明について補足させていただきます。令和7年度につきましては9人不足というところですが、実際は今の定員から、公立保育所には年齢が3歳以上のところは見込みとして少し余裕があるというところもございますので、定員の枠を少し1、2歳にシフトして増やすようなことを考えたうえで確保策を作っております。18人分くらいを動かして定員枠を増やしております、実際には27～30人分近く枠が足りないという見込みを立てておりますので、その分公立の定員を動かしたところ、9人不足になっているということでございます。

委員：そうすると、公立保育所で順次受け入れることを見込む可能性の余地はあ

るということですか。前回の会議の時も、既存の施設で受け入れられるように、いわゆる調整することができるのではないかというご意見があったと思います。そこに対してご検討されたのでしょうか。それと、今おっしゃった部分であれば、そういう可能性をもっと探っていくことによって、地域のこういう施設に入りたいという保護者のニーズに応えていくこともできると思うんですね。3地区が調整できなかったということで、その該当地域のところに小規模保育施設を、というお話ですが、35%の人たちはその地区以外にいらっしゃるわけで、困っている状況が続くということになっています。そういう人たちの思いに応えていくためには、やはり既存の施設の受け入れをどう確保するのか、ということはやはり必要なのではないかと思います

事務局：前回のご意見等も踏まえて、公立の中でできることで何とかできないかというところで検討させていただいた部分はありますが、確かにその部分だけではないところは当然ございますので、そこは私立の方にも、定員の枠を増やしていただければそうなところでお願いを継続的にさせていただく必要もあるかと思っております。そのためには保育士さんの確保が一番大事なところになるかと思いますが、やはり保育士さんがいないと定員が増やせないというところも現状としてあるかと考えておりますので、そのあたりは桑名市版の保育現場充実パッケージの中で保育士さんを確保するための手立てというのは少しでも、私立の方と一緒に考えていく必要があるかと思っております。そのあたりから徐々に確保できれば、市全体の中での定員数を増やしていけるかと考えております。

委員長：私からも提案がありまして、実はあまり理解していないと思うので、桑名市の地図にどこにどの園があって、何人のこどもたちが通っているのかということを書いていただいたものを資料として見せていただくと、私も含めた委員の皆様が全体像を理解しやすいかと思ったので、もし可能であれば出していただきたいと思います。

3. 報告

(1) 桑名市こどもの権利条例（素案）について

■資料7-1、7-2、7-3、7-4

（事務局が資料にそって説明）

委員：スマートフォンを持っていないので、QRコードを読み取れません。

事務局：アドレスを把握していますので、追ってお送りいたします。

4. その他（事務連絡等）

（事務局からの事務連絡）

委員長：それでは、以上で令和6年度第2回桑名市子ども・子育て会議を閉会といたします。

＜資料＞

資料1 桑名市子ども・子育て会議委員名簿

資料2 桑名市子ども・子育て会議事務局名簿

資料3－1 （仮称）桑名市こども計画の骨子

資料3－2 第2期桑名市子ども・子育て支援事業計画の基本理念

資料4 桑名駅周辺エリアにおける保育環境の向上について

資料5 山崎乳児保育所の閉園について

資料6－1 小規模保育施設等整備事業について

資料6－2 教育・保育の量の見込み等

資料7－1 教育福祉委員会における「こどもの権利条例」制定に向けた取組状況

資料7－2 桑名市こどもの権利条例（素案）

資料7－3 桑名市こどもの権利条例（素案）に対するパブリックコメントについて

資料7－4 桑名市こどもの権利条例の意見集約について

以上